

印 紙 税 額

平成 25 年 10 月現在

番号	文 書 の 種 類	印紙税額 (1通又は1冊につき)	主な非課税文書																																																
1	<p>1 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書 (注) 無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号及び著作権をいいます。 (例) 不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売渡証書など</p> <p>2 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 (例) 土地賃貸借契約書、土地賃料変更契約書など</p> <p>3 消費貸借に関する契約書 (例) 金銭借用証書、金銭消費貸借契約書など</p> <p>4 運送に関する契約書 (注) 運送に関する契約書には、用給契約書を含み、乗車券、乗船券、航空券及び運送状は含まれません。 (例) 運送契約書、貨物運送引受書など</p>	<p>記載された契約金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1万円以上</td><td>10万円以下のもの</td><td>200円</td></tr> <tr><td>10万円を超え</td><td>50万円以下</td><td>400円</td></tr> <tr><td>50万円を超え</td><td>100万円以下</td><td>1千円</td></tr> <tr><td>100万円を超え</td><td>500万円以下</td><td>2千円</td></tr> <tr><td>500万円を超え</td><td>1千万円以下</td><td>1万円</td></tr> <tr><td>1千万円を超え</td><td>5千万円以下</td><td>2万円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え</td><td>1億円以下</td><td>6万円</td></tr> <tr><td>1億円を超え</td><td>5億円以下</td><td>10万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え</td><td>10億円以下</td><td>20万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え</td><td>50億円以下</td><td>40万円</td></tr> <tr><td>50億円を超えるもの</td><td></td><td>60万円</td></tr> </table> <p>契約金額の記載のないもの 200円</p>	1万円以上	10万円以下のもの	200円	10万円を超え	50万円以下	400円	50万円を超え	100万円以下	1千円	100万円を超え	500万円以下	2千円	500万円を超え	1千万円以下	1万円	1千万円を超え	5千万円以下	2万円	5千万円を超え	1億円以下	6万円	1億円を超え	5億円以下	10万円	5億円を超え	10億円以下	20万円	10億円を超え	50億円以下	40万円	50億円を超えるもの		60万円	記載された契約金額が1万円未満のもの															
	1万円以上	10万円以下のもの	200円																																																
10万円を超え	50万円以下	400円																																																	
50万円を超え	100万円以下	1千円																																																	
100万円を超え	500万円以下	2千円																																																	
500万円を超え	1千万円以下	1万円																																																	
1千万円を超え	5千万円以下	2万円																																																	
5千万円を超え	1億円以下	6万円																																																	
1億円を超え	5億円以下	10万円																																																	
5億円を超え	10億円以下	20万円																																																	
10億円を超え	50億円以下	40万円																																																	
50億円を超えるもの		60万円																																																	
	<p>上記の1に該当する「不動産の譲渡に関する契約書」のうち、平成30年3月31日までに作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。</p>	<p>【～平成26年3月31日】</p> <p>記載された契約金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1千万円を超え</td><td>5千万円以下のもの</td><td>1万5千円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え</td><td>1億円以下</td><td>4万5千円</td></tr> <tr><td>1億円を超え</td><td>5億円以下</td><td>8万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え</td><td>10億円以下</td><td>18万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え</td><td>50億円以下</td><td>36万円</td></tr> <tr><td>50億円を超えるもの</td><td></td><td>54万円</td></tr> </table> <p>【平成26年4月1日～平成30年3月31日】</p> <p>記載された契約金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>10万円を超え</td><td>50万円以下</td><td>200円</td></tr> <tr><td>50万円を超え</td><td>100万円以下</td><td>500円</td></tr> <tr><td>100万円を超え</td><td>500万円以下</td><td>1千円</td></tr> <tr><td>500万円を超え</td><td>1千万円以下</td><td>5千円</td></tr> <tr><td>1千万円を超え</td><td>5千万円以下</td><td>1万円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え</td><td>1億円以下</td><td>3万円</td></tr> <tr><td>1億円を超え</td><td>5億円以下</td><td>6万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え</td><td>10億円以下</td><td>16万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え</td><td>50億円以下</td><td>32万円</td></tr> <tr><td>50億円を超えるもの</td><td></td><td>48万円</td></tr> </table>	1千万円を超え	5千万円以下のもの	1万5千円	5千万円を超え	1億円以下	4万5千円	1億円を超え	5億円以下	8万円	5億円を超え	10億円以下	18万円	10億円を超え	50億円以下	36万円	50億円を超えるもの		54万円	10万円を超え	50万円以下	200円	50万円を超え	100万円以下	500円	100万円を超え	500万円以下	1千円	500万円を超え	1千万円以下	5千円	1千万円を超え	5千万円以下	1万円	5千万円を超え	1億円以下	3万円	1億円を超え	5億円以下	6万円	5億円を超え	10億円以下	16万円	10億円を超え	50億円以下	32万円	50億円を超えるもの		48万円	
1千万円を超え	5千万円以下のもの	1万5千円																																																	
5千万円を超え	1億円以下	4万5千円																																																	
1億円を超え	5億円以下	8万円																																																	
5億円を超え	10億円以下	18万円																																																	
10億円を超え	50億円以下	36万円																																																	
50億円を超えるもの		54万円																																																	
10万円を超え	50万円以下	200円																																																	
50万円を超え	100万円以下	500円																																																	
100万円を超え	500万円以下	1千円																																																	
500万円を超え	1千万円以下	5千円																																																	
1千万円を超え	5千万円以下	1万円																																																	
5千万円を超え	1億円以下	3万円																																																	
1億円を超え	5億円以下	6万円																																																	
5億円を超え	10億円以下	16万円																																																	
10億円を超え	50億円以下	32万円																																																	
50億円を超えるもの		48万円																																																	
2	<p>請負に関する契約書 (注) 請負には、職業野球の選手、映画(演劇)の俳優(監督・演出家・プロデューサー)・ロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞踊家、テレビジョン放送の演技者(演出家、プロデューサー)が、その者としての役務の提供を約することを内容とする契約を含みます。 (例) 工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など</p>	<p>記載された契約金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1万円以上</td><td>100万円以下のもの</td><td>200円</td></tr> <tr><td>100万円を超え</td><td>200万円以下</td><td>400円</td></tr> <tr><td>200万円を超え</td><td>300万円以下</td><td>1千円</td></tr> <tr><td>300万円を超え</td><td>500万円以下</td><td>2千円</td></tr> <tr><td>500万円を超え</td><td>1千万円以下</td><td>1万円</td></tr> <tr><td>1千万円を超え</td><td>5千万円以下</td><td>2万円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え</td><td>1億円以下</td><td>6万円</td></tr> <tr><td>1億円を超え</td><td>5億円以下</td><td>10万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え</td><td>10億円以下</td><td>20万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え</td><td>50億円以下</td><td>40万円</td></tr> <tr><td>50億円を超えるもの</td><td></td><td>60万円</td></tr> </table> <p>契約金額の記載のないもの 200円</p>	1万円以上	100万円以下のもの	200円	100万円を超え	200万円以下	400円	200万円を超え	300万円以下	1千円	300万円を超え	500万円以下	2千円	500万円を超え	1千万円以下	1万円	1千万円を超え	5千万円以下	2万円	5千万円を超え	1億円以下	6万円	1億円を超え	5億円以下	10万円	5億円を超え	10億円以下	20万円	10億円を超え	50億円以下	40万円	50億円を超えるもの		60万円	記載された契約金額が1万円未満のもの															
	1万円以上	100万円以下のもの	200円																																																
100万円を超え	200万円以下	400円																																																	
200万円を超え	300万円以下	1千円																																																	
300万円を超え	500万円以下	2千円																																																	
500万円を超え	1千万円以下	1万円																																																	
1千万円を超え	5千万円以下	2万円																																																	
5千万円を超え	1億円以下	6万円																																																	
1億円を超え	5億円以下	10万円																																																	
5億円を超え	10億円以下	20万円																																																	
10億円を超え	50億円以下	40万円																																																	
50億円を超えるもの		60万円																																																	
	<p>上記の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるもので、平成30年3月31日までに作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。</p>	<p>【～平成26年3月31日】</p> <p>記載された契約金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1千万円を超え</td><td>5千万円以下のもの</td><td>1万5千円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え</td><td>1億円以下</td><td>4万5千円</td></tr> <tr><td>1億円を超え</td><td>5億円以下</td><td>8万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え</td><td>10億円以下</td><td>18万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え</td><td>50億円以下</td><td>36万円</td></tr> <tr><td>50億円を超えるもの</td><td></td><td>54万円</td></tr> </table> <p>【平成26年4月1日～平成30年3月31日】</p> <p>記載された契約金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>100万円を超え</td><td>200万円以下</td><td>200円</td></tr> <tr><td>200万円を超え</td><td>300万円以下</td><td>500円</td></tr> <tr><td>300万円を超え</td><td>500万円以下</td><td>1千円</td></tr> <tr><td>500万円を超え</td><td>1千万円以下</td><td>5千円</td></tr> <tr><td>1千万円を超え</td><td>5千万円以下</td><td>1万円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え</td><td>1億円以下</td><td>3万円</td></tr> <tr><td>1億円を超え</td><td>5億円以下</td><td>6万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え</td><td>10億円以下</td><td>16万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え</td><td>50億円以下</td><td>32万円</td></tr> <tr><td>50億円を超えるもの</td><td></td><td>48万円</td></tr> </table>	1千万円を超え	5千万円以下のもの	1万5千円	5千万円を超え	1億円以下	4万5千円	1億円を超え	5億円以下	8万円	5億円を超え	10億円以下	18万円	10億円を超え	50億円以下	36万円	50億円を超えるもの		54万円	100万円を超え	200万円以下	200円	200万円を超え	300万円以下	500円	300万円を超え	500万円以下	1千円	500万円を超え	1千万円以下	5千円	1千万円を超え	5千万円以下	1万円	5千万円を超え	1億円以下	3万円	1億円を超え	5億円以下	6万円	5億円を超え	10億円以下	16万円	10億円を超え	50億円以下	32万円	50億円を超えるもの		48万円	
1千万円を超え	5千万円以下のもの	1万5千円																																																	
5千万円を超え	1億円以下	4万5千円																																																	
1億円を超え	5億円以下	8万円																																																	
5億円を超え	10億円以下	18万円																																																	
10億円を超え	50億円以下	36万円																																																	
50億円を超えるもの		54万円																																																	
100万円を超え	200万円以下	200円																																																	
200万円を超え	300万円以下	500円																																																	
300万円を超え	500万円以下	1千円																																																	
500万円を超え	1千万円以下	5千円																																																	
1千万円を超え	5千万円以下	1万円																																																	
5千万円を超え	1億円以下	3万円																																																	
1億円を超え	5億円以下	6万円																																																	
5億円を超え	10億円以下	16万円																																																	
10億円を超え	50億円以下	32万円																																																	
50億円を超えるもの		48万円																																																	
3	<p>約束手形、為替手形 (注) 1 手形金額の記載のない手形は非課税となりますが、金額を補充したときは、その補充をした人がその手形を作成したものとみなされ、納税義務者となります。 2 振出人の署名のない白地手形(手形金額の記載のないものは除きます。)で、引受人やその他の手形当事者の署名のあるものは、引受人やその他の手形当事者がその手形を作成したことになります。</p>	<p>記載された手形金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>10万円以上</td><td>100万円以下のもの</td><td>200円</td></tr> <tr><td>100万円を超え</td><td>200万円以下</td><td>400円</td></tr> <tr><td>200万円を超え</td><td>300万円以下</td><td>600円</td></tr> <tr><td>300万円を超え</td><td>500万円以下</td><td>1千円</td></tr> <tr><td>500万円を超え</td><td>1千万円以下</td><td>2千円</td></tr> <tr><td>1千万円を超え</td><td>2千万円以下</td><td>4千円</td></tr> <tr><td>2千万円を超え</td><td>3千万円以下</td><td>6千円</td></tr> <tr><td>3千万円を超え</td><td>5千万円以下</td><td>1万円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え</td><td>1億円以下</td><td>2万円</td></tr> <tr><td>1億円を超え</td><td>2億円以下</td><td>4万円</td></tr> <tr><td>2億円を超え</td><td>3億円以下</td><td>6万円</td></tr> <tr><td>3億円を超え</td><td>5億円以下</td><td>10万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え</td><td>10億円以下</td><td>15万円</td></tr> <tr><td>10億円を超えるもの</td><td></td><td>20万円</td></tr> </table>	10万円以上	100万円以下のもの	200円	100万円を超え	200万円以下	400円	200万円を超え	300万円以下	600円	300万円を超え	500万円以下	1千円	500万円を超え	1千万円以下	2千円	1千万円を超え	2千万円以下	4千円	2千万円を超え	3千万円以下	6千円	3千万円を超え	5千万円以下	1万円	5千万円を超え	1億円以下	2万円	1億円を超え	2億円以下	4万円	2億円を超え	3億円以下	6万円	3億円を超え	5億円以下	10万円	5億円を超え	10億円以下	15万円	10億円を超えるもの		20万円	<p>1 記載された手形金額が10万円未満のもの</p> <p>2 手形金額の記載のないもの</p> <p>3 手形の複本又は謄本</p>						
	10万円以上	100万円以下のもの	200円																																																
100万円を超え	200万円以下	400円																																																	
200万円を超え	300万円以下	600円																																																	
300万円を超え	500万円以下	1千円																																																	
500万円を超え	1千万円以下	2千円																																																	
1千万円を超え	2千万円以下	4千円																																																	
2千万円を超え	3千万円以下	6千円																																																	
3千万円を超え	5千万円以下	1万円																																																	
5千万円を超え	1億円以下	2万円																																																	
1億円を超え	2億円以下	4万円																																																	
2億円を超え	3億円以下	6万円																																																	
3億円を超え	5億円以下	10万円																																																	
5億円を超え	10億円以下	15万円																																																	
10億円を超えるもの		20万円																																																	
	<p>①一覧払のもの、②金融機関相互間のもの、③外国通貨で金額を表示したもの、④非居住者円表示のもの、⑤円建銀行引受手形</p>	200円																																																	

一 覧 表

〔10万円以下又は10万円以上…… 10万円は含まれます。〕
〔10万円を超え又は10万円未満…… 10万円は含まれません。〕

番号	文 書 の 種 類	印紙税額 (1通又は1冊につき)	主な非課税文書
4	株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託、特定目的信託若しくは受益証券発行信託の受益証券 (注) 1 出資証券には、投資証券を含みます。 2 社債券には、特別の法律により法人の発行する債券及び相互会社の社債券を含むものとする。	記載された券面金額が 500万円以下のもの 200円 500万円を超え1千万円以下のもの 1千円 1千万円を超え5千万円以下 " 2千円 5千万円を超え1億円以下 " 1万円 1億円を超えるもの 2万円 (注) 株券、投資証券については、1株(1口)当たりの払込金額に株数(口数)を掛けた金額を券面金額とします。	1 日本銀行その他特定の法人の作成する出資証券 2 譲渡が禁止されている特定の受益証券 3 一定の要件を満たしている額面株式の株券の無効手続に伴い新たに作成する株券
5	合併契約書又は吸収分割契約書若しくは新設分割計画図書 (注) 1 会社法又は保険業法に規定する合併契約を証する文書に限ります。 2 会社法に規定する吸収分割契約又は新設分割計画を証する文書に限ります。	4万円	
6	定 款 (注) 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社又は相互会社の設立のときに作成される定款の原本に限ります。	4万円	株式会社又は相互会社の定款のうち公証人法の規定により公証人の保存するもの以外のもの
7	継続的取引の基本となる契約書 (注) 契約期間が3か月以内で、かつ更新の定めのないものは除きます。 (例) 売買取引基本契約書、特約店契約書、代理店契約書、業務委託契約書、銀行取引約定書など	4千円	
8	預金証書、貯金証書	200円	信用金庫その他特定の金融機関の作成するもので記載された預入額が1万円未満のもの
9	貨物引換証、倉庫証券、船荷証券 (注) 1 法定記載事項の一部を欠く証書で類似の効用があるものを含みます。 2 倉庫証券には農業倉庫証券及び連合農業倉庫証券は含みません。	200円	船荷証券の謄本
10	保険証券	200円	
11	信用状	200円	
12	信託行為に関する契約書 (注) 信託証書を含みます。	200円	
13	債務の保証に関する契約書 (注) 主たる債務の契約書に併記するものは除きます。	200円	身元保証ニ関スル法律に定める身元保証に関する契約書
14	金銭又は有価証券の寄託に関する契約書	200円	
15	債権譲渡又は債務引受けに関する契約書	記載された契約金額が1万円以上のもの 200円 契約金額の記載のないもの 200円	記載された契約金額が1万円未満のもの
16	配当金領収証、配当金振込通知書	記載された配当金額が3千円以上のもの 200円 配当金額の記載のないもの 200円	記載された配当金額が3千円未満のもの
17	1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書 (注) 1 売上代金とは、資産を譲渡することによる対価、資産を使用させること(権利を設定することを含みます。)による対価及び役務を提供することによる対価をいい、手付けを含みます。 2 株券等の譲渡代金、保険料、公社債及び預貯金の利子などは売上代金から除かれます。 (例) 商品販売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など 2 売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書 (例) 借入金受取書、保険金の受取書、損害賠償金の受取書、補償金の受取書、返還金の受取書など	記載された受取金額が 100万円以下のもの 200円 100万円を超え200万円以下のもの 400円 200万円を超え300万円以下 " 600円 300万円を超え500万円以下 " 1千円 500万円を超え1千万円以下 " 2千円 1千万円を超え2千万円以下 " 4千円 2千万円を超え3千万円以下 " 6千円 3千万円を超え5千万円以下 " 1万円 5千万円を超え1億円以下 " 2万円 1億円を超え2億円以下 " 4万円 2億円を超え3億円以下 " 6万円 3億円を超え5億円以下 " 10万円 5億円を超え10億円以下 " 15万円 10億円を超えるもの 20万円 受取金額の記載のないもの 200円	次の受取書は非課税 1 記載された受取金額が3万円未満(※)のもの 2 営業に関しないもの 3 有価証券、預貯金証書など特定の文書に追記した受取書 ※ 平成26年4月1日以降作成されるものについては、記載された受取金額が、5万円未満のものが非課税となります。
18	預金通帳、貯金通帳、信託通帳、掛金通帳、保険料通帳	1年ごとに 200円	1 信用金庫など特定の金融機関の作成する預貯金通帳 2 所得税が非課税となる普通預金通帳など 3 納税準備預金通帳
19	消費貸借通帳、請負通帳、有価証券の預り通帳、金銭の受取通帳などの通帳 (注) 18に該当する通帳を除きます。	1年ごとに 400円	
20	判取帳	1年ごとに 4千円	

第 3 不動産の譲渡、建設工事の請負に関する 契約書に係る税率の特例

1 税率の特例制度の概要

租税特別措置法第91条の規定により、平成9年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される次の①及び②の契約書の税率は、印紙税法に定める税率（本則税率）にかかわらず、以下のとおり軽減措置が適用されます。

- ① 不動産の譲渡に関する契約書（第1号の1文書）
- ② 建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成される請負に関する契約書（第2号文書）

(1) 平成9年4月1日から平成26年3月31日までの間に作成される契約書

平成9年4月1日から平成26年3月31日までの間に作成される①及び②の契約書の税率は、印紙税法に定める税率（本則税率）にかかわらず、下表の「記載金額」欄に掲げる金額の区分に応じ、「軽減後の税率」欄の金額となります。

記 載 金 額	軽減後の税率	本 則 税 率	軽 減 額
1千万円超 5千万円以下	1万5千円	2万円	5千円
5千万円超 1億円以下	4万5千円	6万円	1万5千円
1億円超 5億円以下	8万円	10万円	2万円
5億円超 10億円以下	18万円	20万円	2万円
10億円超 50億円以下	36万円	40万円	4万円
50億円超	54万円	60万円	6万円

(2) 平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される契約書

平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される①及び②の契約書については、印紙税法に定める税率（本則税率）にかかわらず、下表の「記載金額」欄に掲げる金額の区分に応じ、「軽減後の税率」欄の金額となります。

- ① 不動産の譲渡に関する契約書（第1号の1文書）

記 載 金 額	軽減後の税率	本 則 税 率	軽 減 額
10万円超 50万円以下	200円	400円	200円
50万円超 100万円以下	500円	1千円	500円
100万円超 500万円以下	1千円	2千円	1千円
500万円超 1千万円以下	5千円	1万円	5千円
1千万円超 5千万円以下	1万円	2万円	1万円
5千万円超 1億円以下	3万円	6万円	3万円
1億円超 5億円以下	6万円	10万円	4万円
5億円超 10億円以下	16万円	20万円	4万円
10億円超 50億円以下	32万円	40万円	8万円
50億円超	48万円	60万円	12万円

- ② 建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成される請負に関する契約書（第2号文書）

記 載 金 額	軽減後の税率	本 則 税 率	軽 減 額
100万円超 200万円以下	200円	400円	200円
200万円超 300万円以下	500円	1千円	500円
300万円超 500万円以下	1千円	2千円	1千円
500万円超 1千万円以下	5千円	1万円	5千円
1千万円超 5千万円以下	1万円	2万円	1万円
5千万円超 1億円以下	3万円	6万円	3万円
1億円超 5億円以下	6万円	10万円	4万円
5億円超 10億円以下	16万円	20万円	4万円
10億円超 50億円以下	32万円	40万円	8万円
50億円超	48万円	60万円	12万円

2 軽減措置が適用される契約書の具体的な範囲

(1) 不動産の譲渡に関する契約書（第1号の1文書）

土地や建物などの不動産の譲渡（売買、交換等）に関する契約書に限られます。

したがって、第1号の1文書となるものであっても、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書は、軽減措置の適用はありません。

また、同様に地上権又は土地の賃借権の譲渡等に関する契約書（第1号の2文書）、消費貸借に関する契約書（第1号の3文書）及び運送に関する契約書（第1号の4文書）も軽減措置の適用はありません。

- (例) 平成25年10月1日に作成した契約書で、
- 1 土地3,000万円、建物2,100万円〔うち消費税額等100万円〕、合計5,100万円と記載した「土地建物売買契約書」
⇒ 軽減措置の適用あり
(記載金額5,000万円の第1号の1文書、印紙税額1万5千円)
 - 2 定期借地（貸借）権3,000万円と記載した「定期借地権譲渡契約書」
⇒ 軽減措置の適用なし
(記載金額3,000万円の第1号の2文書、印紙税額2万円)

(2) 建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成される請負に関する契約書（第2号文書）

軽減措置の対象となる請負に関する契約書は、建設工事に係るものに限られますが、ここでいう「建設工事」は、具体的には土木建築に関する工事で、次のものをいいます。

- (建設工事の種類（建設業法第2条第1項、同法別表）)
- 土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事

したがって、上記建設工事に該当しない工事や、建築物等の設計、建設機械の保守、船舶の建造、機械器具の製造又は修理などの請負契約書は、軽減措置の適用はありません。

- (例) 平成25年10月1日に作成した契約書で、
- 1 請負金額5,250万円（うち消費税額等250万円）と記載した建物建築請負契約書
⇒ 軽減措置の適用あり
(記載金額5,000万円の第2号文書、印紙税額1万5千円)
 - 2 請負金額5,250万円（うち消費税額等250万円）と記載したビル設計請負契約書
⇒ 軽減措置の適用なし
(記載金額5,000万円の第2号文書、印紙税額2万円)

(3) 同じ号に係る他の課税事項が併記された契約書

- ① 不動産の譲渡に関する契約書に、第1号文書に係る他の課税事項が併記されたものは、合計した契約金額に応じ、適用される印紙税の税率を判断することとなります。

(例) 平成25年10月1日に作成した契約書で、
建物840万円(うち消費税額等40万円)、定期借地(賃借)権500万円、
合計1,340万円と記載した「定期借地権付建物売買契約書」
⇒ 軽減措置の適用あり
(記載金額1,300万円(消費税額等40万円は記載金額から除かれます。))の第1号の
1文書、印紙税額1万5千円)

- ② 建設工事の請負に関する契約書に、建設工事以外の請負に係る事項が併記されたものは、合計した契約金額に応じ、適用される印紙税の税率を判断することとなります。

(例) 平成25年10月1日に作成した契約書で、
建物設計請負金額210万円(うち消費税額等10万円)、建物建築請負金額945万円(う
ち消費税額等45万円)、合計1,155万円と記載した「建物設計及び建築請負契約書」
⇒ 軽減措置の適用あり
(記載金額1,100万円(消費税額等55万円は記載金額から除かれます。))の第2号文
書、印紙税額1万5千円)

(4) 他の号に係る課税事項が併記された契約書

「土地売買及び建物建築請負契約書」(第1号の1文書と第2号文書とに該当します。)の
ように、2以上の複数の号に該当する契約書は、いずれか一の号にその所属を決定すること
となります(2ページ:2の(2)参照)。

このような場合は、いずれか一つの号に所属を決定した後に、その契約書が軽減措置の適
用となる契約書に該当するかどうかを判断することとなります。

(例) 平成25年10月1日に作成した契約書で、
土地金額7,000万円、請負金額4,200万円(うち消費税額等200万円)
合計1億1,200万円と記載した「土地売買及び建物建築請負契約書」
⇒ 軽減措置の適用あり
(記載金額7,000万円の第1号の1文書、印紙税額4万5千円)

3 軽減措置が適用されない契約書等

- (1) 平成9年4月1日から平成26年3月31日までの間に作成される契約書のうち、記載
された契約金額が1,000万円以下の不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書は、軽減
措置の適用はありませんから、本則税率により課税されます。

また、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される契約書のうち、
記載された契約金額が10万円以下の不動産譲渡契約書及び記載された契約金額が100万
円以下の建設工事請負契約書は、軽減措置の適用はありませんから、本則税率により課税さ
れます。

- (2) 不動産の譲渡又は建設工事の請負に係る契約に関して作成される文書であっても次のも
のは、軽減措置の適用はありません。

- ① 不動産の譲渡代金又は建設工事代金の支払のために振り出す約束手形(第3号文書)
② 不動産の譲渡代金又は建設工事代金を受領した際に作成する金銭又は有価証券の受取書
(第17号の1文書)